件 名	埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について
提案理由	県立東松山特別支援学校嵐山学園分校の設置に伴い分校・部科名等 を規定等するため、埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を別紙のと おり改正したいので審議願います。
	1 現行規則の内容 埼玉県立特別支援学校の管理運営の基本的事項について定めるも の
概要	2 改正の内容 (1) 第2条の改正 分校を置く学校として県立東松山特別支援学校を加える。 (2) 別表(第3条関係)の改正 ア 県立東松山特別支援学校の分校・部科名、修業年限及び入学 資格を規定等する。 イ 埼玉県立病院の地方独立行政法人化に伴い規定の整備を行う。
	3 施行期日 令和3年4月1日

校 特別支援学 小	(略)	学校名	別表(第三条関係)	第三条~第十三条 (場立東松山特別支援学校管理規則 中四番一 中国番一 中国番一 中国番一 中国番一 中国番一 中国番一 中国番一 中国番一 中国番 中国番 中国番 中国番 中国番 中国番 中国 中国	埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則
小 学 部	略)	分校·部科名		(略)	特別支援学校管理規則特別支援学校、埼玉県立東北特別支援学校、埼玉県立東北特別支援学校、埼玉県立東北特別支援学校、埼玉県立東北特別支援学校、埼玉北特別支援学校、埼玉北特別支援学校、埼玉山特別支援学校(世紀)	管理規則の一
(略)	略)	年修限業			学校 北高飾郡松伏 学校 北高飾郡松伏 本地一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	部を改正
	(略)	定員数			大四番 大四番 大四番 大四番 大四番 大変	する規則
法人埼玉県立病がかり療養のたで慢性疾患等にを対したがかり療養のためがりを養のためがある。	(略)	入学資格			字園分校 十四番一 中四番一 中国番一 中国番 中国番	新旧対照表
			別	 第	、 2 第 第	-
校特別支援学	(略)	学校名	第三条~第十三条 (新設)	第一条 (略) 第一条 (略) 第一条 (略) 第二条 埼玉県立特別支援学校 埼玉県立大宮北特別支援学校 埼玉県立大宮北特別支援学校 (かんの名称及び位置は、次の名称及び位置は、次の名称とび位置は、次の名称とび位置は、次の名称とび位置は、次の名称とびたの名称とびた。		
小 学 部	(略)	分校·部科名		(略)	(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (格) (格) (格) (特玉県立特別支援学校、埼玉県立大宮北特別支援学校、埼玉県立大宮北特別支援学校、埼玉県立大宮北特別支援学校、埼玉県立越谷西特別支援学校、埼玉県立越谷西特別支援学校、埼玉県立越谷西特別支援学校、埼玉県立越谷西特別支援学校、埼玉県立越谷西特別支援学校、埼玉県立越谷西特別支援学校、埼玉県立越谷西特別支援学校、埼玉県立地が入校の名称及び位置は、次のとおいり、 (本)	
略)	(略)	年修限業			(略) (略) (略) (略) (略) (略) (のとおりとする。 を置く。 を置く。 を置く。 を置く。 (略) 北葛飾郡松伏	
_	(略)	定員数			松 伏町 ゆめ と	(傍線
医療センターこ で慢性疾患等に かかり療養のた がかり療養のた	(略)	入学資格			(新設) 現 行 (新設) 現 行 (新設) 現 行 (新設) 現 行 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	傍線の部分は、改正部分)

	分 伊 校 奈	中 学 部	
部 中学	部 小 学		
(略)	略)	略)	
が地方独立行政 で精神疾患等に で精神疾患等に をする学齢生徒	学校教育法に規 で精神疾患等に がかり療養のた がかり療養のた し、及び運営す し、及び運営す を療センターに る埼玉県立精神 を療センターに	院し、及び運営する学齢生徒 を療センターに る埼玉県立小児 の地方独立行政 を療をし、及び運営する で慢性疾患等に で慢性疾患等に を療せンターに る埼玉県立小児 る埼玉県立小児	院している者 医療センターに 医療センターに

中学部	分 伊 校 奈	
HIP	部 小 学	部 中学
(略)	略	(略)
で慢な教育 で慢する学校教育 で慢性の がかり療養を でして がかり療養 を がかり療養 を がかり を が を が を が を は と り を り に り に り に り に り に り に り に り に り に	大院している で精神疾患等に がかり療養のた で精神疾患等に がかり療養のた で精神疾患等に がかり療養のた で精神疾患 がかり療養のた で精神疾患 は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	学校教育法に規 学校教育法に規

			校出特別支援学	(略)	
分学園山 部 小学	高 等 部	中 学 部	小学部	(略)	
六年	三年	三年	六 年	略)	
	五四			(略)	
でこどもの心の学校教育法に規	準ずる者 中学部を卒業し	る者 で知的障害のあ を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	る者 で知的障害のあ 定する学齢児童 のあ	(略)	入院している者 に 機構が設置 に 及び運営する が 正県立精神 に で 設置
			校料別支援学	(略)	
(新 _設)	高等部	中学部	小学部	(略)	
(新 設)	三年	三年	六年	(略)	
(新 設)	五四			(略)	
(新設)	準ずる者 中学部を卒業し	者 電心理治療施設 で知的障害のあ で知的障害のあ で知的障害のあ に入所している	学校教育法に規 で知的障害のあ で知的障害のあ で知的障害のあ に基づ で別量心理治療 がる者 で知的障害のあ に基づ に基づ に基づ	(略)	入院している者

借		
備考(略)	(略)	
	(略)	
		部中学
	(略)	三年
	(略)	
	(略)	学園に入所して でこどもの心のケアハウス嵐山学園に入所してのでこともの心のケアの大型に入所してがあって満別であって満別であって満別であって満別であって満別であって満別であって満別であって満別であって満別であって満別であって満別であって満別であってがあって満別であって満別であって満別であって満別であって満別であってがあって満別であってがあってが表別であってが表別であってが表別であって、当時では、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般に
備考(略)	(略)	
	(略)	

₩

法に規定する学齢児童で知的障 者又は児童福祉法 (昭和二十二 百六十四号) に基づく児童心理 に入所している者

法に規定する学齢生徒で知的障

<u></u>	计 智	六年		学校教育
				害のある
± 1	· 描	111年		学校教育
				害のある
恒業	带 語	111年	田田	中学語を
減日漸	小学箱	六年		学校教育
園分校				の心のケ
				(路型1
I	I	ı	I	I

埼玉県立東松山特別支援学校の項中

1	狆	部	六年		学校教育
					害のある
					年货律第
					治療施設
#	狆	部	111年		学校教育
					害のある
					心理治療
恒	掛	部	11] 毋	用回	中学部を

別表埼玉県立けやき特別支援学校の項入学資格の欄中「埼玉県立小児医療センタ ーに入院し」を「地方独立行政法人埼玉県立病院機構が設置し、及び運営する埼玉 県立小児医療センターに入院し、」に改め、「精神疾患等にかかり療養のため」の 下に「地方独立行政法人埼玉県立病院機構が設置し、及び運営する」を加え、同表

力梅厾! に改める。 **七回午**

「埼玉県立越谷西特別支援学校松伏分校 埼玉県立東松山特別支援学校嵐山学園分校 比企都闖山町大字菅谷字東原二百

北葛飾郡松伏町ゆめみ野東ニ丁目

第二条第一項中「及び埼玉県立越谷西特別支援学校」を「、埼玉県立越谷西特別 支援学校及び埼玉県立東松山特別支援学校」に改め、同条第二項の表中「埼玉県立 越谷西特別支援学校松伏分校│北葛飾郡松伏町ゆめみ野東ニ丁目七番地一」を

埼玉県立特別支援学校管理規則(昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第九号)の 一部を炊のように牧正する。

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

に牧める。

この規則は、令和三年四月一日から施行する。附 則

アハウス嵐山学園に入所してい法に規定する学齢生徒でこども

。) に入所している者

今のケアハウス嵐山学園をいう。 埼玉県比企郡嵐山町に所在する 二に規定する児童心理治療施設 十二年法律第百六十四号) 第四アハウス嵐山学園 (児童福祉法 法に規定する学齢児童でこども

卒業した者又はこれに準ずる者

加

法に規定する学齢生徒で知的障

者法に規定する学齢児童で知的障

る者 の心のケ 学校教育 以下同じ ことののと ことののであって であって であって

卒業した者又はこれに準ずる者施設に入所している者

者又は児童福祉法に基づく児童